船舶事故等調査報告書

平成２７年２月２６日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１４門第５２号
事故等種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成２６年２月２１日　００時０５分ごろ
発生場所	長崎県対馬市長崎鼻東方沖 対馬市所在の対馬長崎鼻灯台から真方位１０５°７．８海里付近 （概位　北緯３４°２２．６′　東経１２９°３３．０′）
事故等調査の経過	平成２６年５月８日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 漁船　第一漁盛（りょうせい）丸、１６トン ＮＳ２－１６９３７（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長ほか１人が乗り組み、いか一本釣り漁を終えて対馬市曽ノ浦港に向けて帰航中、平成２６年２月２１日００時０５分ごろ、主機の回転数が低下したので、クラッチを中立としたところ、主機が停止した。 本船は、船長が主機を始動したものの、約５分後に停止したので、自力航行を断念し、僚船にえい航されて、対馬市櫛（くし）漁港に入港した。 主機は、本インシデント後、修理が行われず、換装された。
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　南西、風速　約5m/s、視界　良好 海象：波高　約１．５ｍ
その他の事項	機関整備業者は、主機の開放点検を行い、クランク軸歯車にかみ合う海水ポンプの駆動歯車の破損、シリンダブロック付近に異物の付着、クランク軸、主軸受及びクランクピン軸受、シリンダライナ及びピストン、過給機のロータ軸等の焼き付き、潤滑油の汚損による潤滑油こし器の閉塞を確認した。 主機の潤滑油系統は、油受内の潤滑油が、主機直結の潤滑油ポンプにより吸入加圧され、潤滑油冷却器、潤滑油こし器を経て潤滑油主管に送られ、クランク軸、主軸受及びクランクピン軸受、シリンダライナ及びピストン、過給機等を潤滑した後、油受に戻って循環するようになっていた。 機関取扱説明書には、潤滑油及び潤滑油こし器の交換は、約２５０時間ごとに行う旨の記載があった。 本船の主機は、約１５年間使用されており、年間累積運転時間が約

	３，０００時間であったが、潤滑油は運転時間約２５０～２６０時間ごとに、潤滑油こし器は約５１０～５２０時間ごとにそれぞれ交換されていた。
分析 　乗組員等の関与 　船体・機関等の関与 　気象・海象等の関与 　判明した事項の解析	 あり あり なし 　本船は、長崎鼻東方沖で曽ノ浦港に向けて帰航中、主機油受内の潤滑油に異物が混入して潤滑油こし器が閉塞したことから、潤滑油主管への送油量が減少し、主機各部の潤滑が阻害され、クランク軸、シリンダライナ及びピストン、過給機等が焼き付き、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、長崎鼻東方沖で曽ノ浦港に向けて帰航中、主機の潤滑油こし器が閉塞したため、潤滑油主管への送油量が減少し、主機各部の潤滑が阻害され、クランク軸、シリンダライナ及びピストン、過給機等が焼き付き、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 　・主機の潤滑油こし器は、機関取扱説明書に従って、推奨時間で交換し、潤滑油管理を適正に行うこと。